## 香川県条例第33号

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

次の表の改正削の懶に掲げる規定を向表の改正後の懶に掲げる規定に下線	で示すように改正する。
改正後	改正前
改正後    <u>1次</u>   第1章   総則 (第1条)   第2章   定年制度 (第2条一第5条)   第3章   管理監督職勤務上限年齢制 (第6条一第12条)   第4章   定年前再任用短時間勤務制 (第13条)   第5章   雑則 (第14条)	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条の2第</u> <u>1項から第3項まで及び第28条の3並びに</u> 地方教育行政の組織及び運営に 関する法律(昭和31年法律第162号)第43条第3項の規定に基づき、県の 職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条 及び第2条に規定する職員(以下「職員」という。)の定年等に関し必要 な事項を定めるものとする。
<u>第 2 章</u> <u>定年制度</u>	
(定年による退職) 第2条 略	(定年による退職) 第2条 略

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

- 第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
  - (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、 当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の 運営に著しい支障が生ずること。
  - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当</u> <u>該</u>職員の退職による欠員を容易に補充することが<u>できず公務の運営に著</u> しい支障が生ずること。
  - (3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該</u>業務の遂行上重大な障害となる 特別の事情があるため、<u>当該</u>職員の退職により公務の運営に著しい支障 が生ずる<u>こと</u>。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる</u>事由が引き続き<u>ある</u>と認めるときは、人事委員会の承認を得て、<u>これらの期限の翌日から起算して</u>1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、<u>当該</u>期限は、当該職員に係る定年退職日<u>(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)</u>の翌日から起算して3年を超えることができない。

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。<u>ただし、病院、保健所、社会福祉</u> 施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢65年 とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当する</u>と認めるときは、 <u>その</u>職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、<u>その</u>職員を当該職務に従事させるため<u>引き続いて</u>勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、 <u>その</u>職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずる<u>とき</u>。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>そ</u>の職員の退職による欠員を容易に補充することが<u>できないとき</u>。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その</u>業務の遂行上重大な障害となる 特別な事情があるため、<u>その</u>職員の退職により公務の運営に著しい支障 が生ずるとき。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の</u>事由が引き続き<u>存する</u>と認めるときは、人事委員会の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、<u>その</u>期限は、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き</u>勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及 び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は 第2項の規定により延長された期限が到来する前に<u>第1項各号に掲げる</u>事 由が<u>なくなった</u>と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて<u>当</u> 該期限を繰り上げるものとする。
- 5 略

- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続いて</u>勤務させる場合又は 前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければ ならない。
- 4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に<u>第1項の</u>事由が<u>存しなくなった</u>と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。
- 5 前各項の規定を実施するために必要な手続きは、人事委員会規則で定める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

- 第6条 法第28条の2第1項の条例で定める職は、次の各号に掲げる職(病院、保健所、社会福祉施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師並びに香川県立保健医療大学の教員が占める職を除く。)とする。
  - (1) 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)第7条の2に規定する給料の特別調整額又は公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)第22条第1項若しくは香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年香川県条例第5号)第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職
  - (2) 警視又は警部の階級にある警察官(前号に掲げる職を除く。)
  - (3) 前2号に掲げる職のほか、これらに準ずる職として人事委員会規則で定める職

(管理監督職勤務上限年龄)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

- 第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。
  - (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。以下この条及び第10条において同じ。) をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務 遂行能力」という。)及び当該降任又は転任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任又は転任をすること。
  - (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任又は転任をすること。
  - (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を 占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事 情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任又は転任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の 段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任又は転任をすること。

2 前項の規定は、警察法第56条の4第1項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下「他の職への降任等」という。)」とあるのは「警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官(以下「特定地方警務官」という。)に対し、同法第56条の4第1項の規定による任命(以下「特定任命」という。)」と、同項第1号から第3号までの規定中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、同項第1号中「降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において同じ。)」とあるのは「特定任命」と、「降任又は転任を」とあるのは「特定任命を」と、同項第2号中「降任又は転任」とあるのは「特定任命」と、同項第3号中「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「降任又は転任をした」とあるのは「特定任命をした」と、「、降任又は転任」とあるのは「、特定任命」と読み替えるものとする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

- 第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。
  - (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
  - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
  - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、 前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で 延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の 末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定

する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任又は転任をする場合には、あらかじめ 職員の同意を得なければならない。

(延長した異動期間の期限の繰上げ)

第11条 任命権者は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第12条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、 他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第13条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則に次の3項を加える。

(定年に関する経過措置)

9 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。ただし、病院、保健所、社会福祉施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師については、この限りでない。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

10 任命権者は、当分の間、職員(次に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日まで

の期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 病院、保健所、社会福祉施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師並びに香川県立保健医療大学の教員
- 11 警察本部長は、当分の間、特定地方警務官が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が 年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤 務の意思を確認するよう努めるものとする。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下	
改正後	改正前
(給料表等) 第3条 略	(給料表等) 第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1) 行政職給料表(別表第1) (2) 公安職給料表(別表第2) (3) 研究職給料表(別表第3) (4) 医療職給料表(別表第4) ア 医療職給料表(別表第4) ア 医療職給料表(二) ウ 医療職給料表(三) ウ 医療職給料表(三) ウ 医療職給料表(三) の 大学教育職給料表(別表第5) 2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、第16条の3に規定する職員以外の全ての職員に適用する。 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、各給料表ごとに等級別基準職務表(別表第6)に定めるとおりとし、同表に定める基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。
(級別定数及び初任給、昇格、昇給の基準) 第4条 略	(級別定数及び初任給、昇格、昇給の基準) 第4条 略

#### 2~11 略

- 2 職員の職務の級は、前項の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、等級 別基準職務表及び人事委員会規則で定める基準に従い決定する。
- 3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、人事委員会が定める初任給の基準に従い決定する。
- 4 職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合又は1の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、 人事委員会の定めるところにより決定する。
- 5 職員を昇格 (職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。以下同じ。) させるには、昇格させようとする職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。
- 6 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会規則で定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条第1項又は第2項の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
- 7 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の 号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、 同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給(人事委員 会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、3号給)とす ることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとす る。
- 8 55歳以上の職員のうち人事委員会規則で定める職員に関する前項の規定 の適用については、同項中「4号給(人事委員会規則で定める管理又は監 督の地位にある職員にあっては、3号給)」とあるのは、「2号給」とす る。
- 9 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 10 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 11 第6項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
- 12 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1 項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」とい う。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げ る給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

- 第4条の2 職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第13 条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条 第1項の規定により採用された地方公務員法第22条の4第1項に規定する 短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給料 月額は、前条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定にかかわら ず、これらの規定による当該短時間勤務職員の受ける号給に応じた額に、 勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められた当該短時間勤務職員 の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た 額とする。

(初任給調整手当)

第7条の3 略

(扶養手当) 第8条 略

- 第4条の2 再任用職員のうち、地方公務員法第28条の5第1項に規定する 短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給料 月額は、前条第12項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、 勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められた<u>その者</u>の勤務時間を 同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条 第1項の規定により採用された短時間勤務職員の給料月額は、前条第3項、 第4項及び第6項から第11項までの規定にかかわらず、これらの規定によ る<u>その者</u>の受ける号給に応じた額に、勤務時間等条例第2条第4項の規定 により定められた<u>その者</u>の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除 して得た数を乗じて得た額とする。

(初任給調整手当)

第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあっては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

各号(第2号を除く。)のいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族 たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用 を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の 適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会

(1)~(4) 略 2·3 略

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項

第9条 略

第9条の3 略

(住居手当) 第9条の4 略

(特地勤務手当等) 第11条の2 略

第11条の3 略

規則で定める職員(以下「行政職9級職員等」という。)に対しては、支給しない。

### $2\sim4$ 略

第9条 新たに職員となった者に扶養親族(行政職9級職員等にあっては、 扶養親族たる子に限る。)がある場合、行政職9級職員等から行政職9級 職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合 又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、そ の職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) • (2) 略

2 • 3 略

第9条の3 医療職給料表(一)の適用を受ける職員には、前条の規定により この条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を 支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、給料 の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を超えない範囲内 で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(住居手当)

- 第9条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。  $(1) \cdot (2)$  略
- 2·3 略

(特地勤務手当等)

- 第11条の2 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署として人事 委員会規則で定めるもの(以下「特地公署」という。)に勤務する職員に は、特地勤務手当を支給する。
- 2 · 3 略
- 第11条の3 職員が公署を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する公署が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する公署又はその移転した公署が特地公署又は人事委員会が指定するこれらに準ずる公署(以下「準特地公署」という。)に該当するときは、当該職員には、人事委員会規則で定めるところにより、当該異動又は公署の移転の日から3年以内の期間

(農林漁業普及指導手当)

第11条の4 略

(特定の職員についての適用除外)

第14条の4 略

- 2 略
- 3 <u>第4条第3項から第11項まで、第7条の3</u>から第9条まで、第9条の3、 第9条の4、第11条の2及び第11条の3の規定は、<u>定年前再任用短時間勤</u> 務職員には適用しない。
- 4 第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の4、第10条の2、第 11条の2及び第11条の3の規定は、短時間勤務職員(<u>定年前再任用短時間</u><u>勤務職員</u>を除く。)には適用しない。
- 5 略

(期末手当)

第14条の5 略

2 • 3 略

(当該異動又は公署の移転の日から起算して3年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にあっては、更に3年以内の期間)、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

## 2 略

(農林漁業普及指導手当)

- 第11条の4 農林漁業普及指導手当は、次に掲げる職員であって人事委員会 規則で定めるものに対して支給する。
  - (1) 農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第8条第1項に規定する 普及指導員
  - (2) 森林法(昭和26年法律第249号)第187条第1項に規定する林業普 及指導員
  - (3) 水産業に関する業務に従事する職員であって前2号に掲げる職員の行う職務に相当する職務を行うもの
- 2 農林漁業普及指導手当の月額は、当該職員の給料月額に100分の6を超 えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(特定の職員についての適用除外)

第14条の4 略

- 2 略
- 3 <u>第7条の3</u>から第9条まで、第9条の3、第9条の4、第11条の2及び 第11条の3の規定は、再任用職員には適用しない。
- 4 第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の4、第10条の2、第 11条の2及び第11条の3の規定は、短時間勤務職員(<u>再任用職員</u>を除く。) には適用しない。
- 5 略

(期末手当)

第14条の5 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第14条の8において「特定管理職員」という。)にあっては、100分の100)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、

4 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する第2項の規定の適用については、 同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「<u>、100分</u>の 100」とあるのは「<u>、100分</u>の57.5」とする。 5~7 略

(勤勉手当)

第14条の8 略

2 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職

当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3 筒月以上 5 筒月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

#### 3 🛱

4 <u>再任用職員</u>に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の 120」とあるのは「100分の67.5」と、「<u>100分</u>の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

## 5 略

6 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第3条の2の規定の適用を受ける職員にあっては、当該職員が受けるべき給料月額)に職の職制上の段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

### 7 略

(勤勉手当)

- 第14条の8 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の 基準日以前における直近の勤務成績の評価の結果及び基準日以前6箇月以 内の期間における勤務の状況に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇 月以内に退職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。) についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎

員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95 (特定管理職員にあっては、100分の115)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該<u>定年前再任用</u> <u>短時間勤務職員</u>の勤勉手当基礎額に100分の45(特定管理職員にあっては、100分の55)を乗じて得た額の総額

 $3\sim5$  略

額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95(特定管理職員にあっては、100分の115)を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該<u>再任用職員</u>の勤勉手当基礎額に 100分の45 (特定管理職員にあっては、100分の55) を乗じて得た額の 総額
- 3 略
- 4 第14条の5第6項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。 この場合において、同条第6項中「前項」とあるのは、「第14条の8第3 項」と読み替えるものとする。
- 5 略

附則に次の12項を加える。

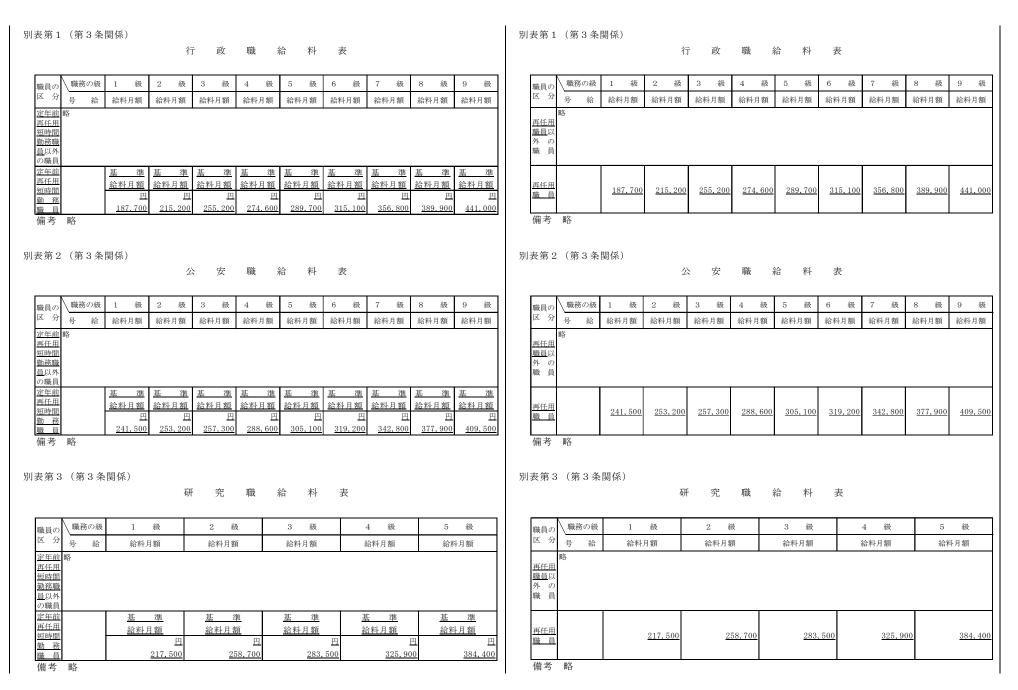
- 4 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第6項及び第8項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第7項及び第8項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 5 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 保健所等に勤務する医師及び歯科医師(前号に掲げる職員を除く。)
- (3) 大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他人事委員会規則で定める職員(第1号に掲げる職員を除く。)
- (4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
- (5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員
- 6 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第10項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第4項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項及び附則第8項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第4項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 7 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における 最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規

定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

- 8 警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命により職員となった者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に 当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第6条に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に100分の 70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じた時はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるもの とする。以下この項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日 以後、附則第4項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 9 附則第7項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第7項中「前項」とあるのは「第8項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。
- 10 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第4項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第6項に規定する職員を除く。)であって、 同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で 定めるところにより、附則第6項及び第7項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 11 附則第6項、第8項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第4項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、 附則第6項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 12 附則第6項、第8項又は前2項の規定による給料を支給される職員に関する第11条の4第2項及び第14条の5第6項(第14条の8第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については、第11条の4第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第6項、第8項、第10項又は第11項の規定による給料の額との合計額」と、給与条例第14条の5第6項中「その額に給料月額」とあるのは「その額に給料月額と附則第6項、第8項、第10項又は第11項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 13 附則第6項、第8項、第10項又は第11項の規定による給料を支給される職員に関する職員の特殊勤務手当に関する条例(平成12年香川県条例第55号) 第10条第2項、第14条第2項、第15条第2項、第16条第2項及び第17条第2項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第6項、第8項、第10項又は第11項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 14 附則第6項、第8項、第10項又は第11項の規定による給料を支給される職員に関する警察職員の特殊勤務手当に関する条例(平成12年香川県条例第56 号)別表の規定の適用については、同表中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例附則第6項、第8項、第10項又は第11項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 15 附則第4項から前項までに定めるもののほか、附則第4項の規定による給料月額、附則第6項の規定による給料その他附則第4項から前項までの規定 の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前



### 別表第4(第3条関係)

### 医療職給料表

### ア 医療職給料表(一)

	△ /// 194 // 1 / 1				
職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
区 分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前	略				
再任用 短時間					
勤務職					
<u>員</u> 以外 の職員					
定年前		基準	基準	基準	<u>基</u> 準
再任用 短時間		<u>給料月額</u>	<u>給料月額</u>	<u>給料月額</u>	<u>給料月額</u>
勤務		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
職員		296, 200	338,600	393,000	<u>466, 000</u>

#### 備考 略

## イ 医療職給料表口

職員の		職務の級	1	級	2	級	3	級	4	級	5	級	6	級	7	級	8	級
区分	-5	子 給	給料	·月額	給料	月額	給料	月額	給料	月額	給料	月額	給料	斗月額	給料	·月額	給料	月額
定年前	略																	
再任用																		
短時間																		
勤務職																		
員以外																		
の職員																		
定年前			基	準	基	準	基	進	基	進	基	準	基	準	基	準	基	準
再任用			給料	月額	給料	月額	給料	月額	給料	·月額	給料	月額	給料	斗月額	給料	月額	給料	月額
<u>短時間</u> 勤 務				円		円		円		円		円		円		円		円
期 粉			18	8. 700	21	5. 300	24	3. 500	2.5	6. 900	2.8	2. 100	3	22. 800	36	5.000	42	6. 500

## 備考 略

## ウ 医療職給料表回

区 分	号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前									
再任用 短時間									
勤務職									
<u>員</u> 以外 の職員									
定年前			基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準
再任用 短時間			給料月額	<u>給料月額</u>	給料月額	<u>給料月額</u>	<u>給料月額</u>	給料月額	<u>給料月額</u>
勤務			<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	円
聯員			235, 100	255, 400	262,600	272,800	289, 100	326, 200	370,600

職員の 職務の級 1 級 2 級 3 級 4 級 5 級 6 級 7 級

備考 略

#### 別表第4(第3条関係)

医 療 職 給 料 表

## ア 医療職給料表(一)

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
区 分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
<u>再任用</u> <u>職員</u> 以 外 の員	略				
再任用 職 員	m/s	<u>296, 200</u>	338, 600	<u>393, 000</u>	466, 000

#### 備考 略

#### イ 医療職給料表口

職員の	聯	務の級	1	級	2	級	3	級	4	級	5	級	6	級	7	級	8	級
区分	号	給	給料	月額	給料	月額	給料	月額	給料	月額	給料	月額	給料	月額	給料	月額	給料	·月額
再任用 職員以 外 の 職 員																		
再任用 職 員			<u>18</u>	38, 700	21	5, 300	243	3 <u>, 500</u>	25	6, 900	28	2, 100	32	22, 800	36	5 <u>, 000</u>	42	26, 500

### 備考 略

# ウ 医療職給料表回

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
区 分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員 外 の 職 員								
<u>再任用</u> 職 員		235, 100	<u>255, 400</u>	<u> 262, 600</u>	272, 800	<u>289, 100</u>	<u>326, 200</u>	<u>370, 600</u>

備考 略

別表第5(第3彡	条関係) 大	学 教 育 職 給	料 表		別表第5(第3条関係) 大学
職員の 職務の総	1 級	2 級	3 級	4 級	職員の職務の級 1 級
区分号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	区分号 給給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員					野任田 <u>職員</u> 以 外 の 職 員
定年前 再任用 短時間 勤 <u>務</u> 職 員	<u>基</u> 準 <u>給料月額</u> 	<u>基準</u> 給料月額 円 293,800	基準 給料月額 円 315,700	<u>基</u> <u>準</u> 給料月額 <u>399, 70</u>	
備考 略 別表第6(第	3条関係)				-
	:	等級別基準職務	表		等級
ア〜オ 略					ア〜オ 略
カ 医療職	給料表(三)等級別	別基準職務表			カ 医療職給料表(三)等級別基
職務の紛	<b>及</b>	基準とな	る職務		職務の級

職務の級	基準となる職務
略	
2級	相当の技術又は経験を必要とする技師の職務
3級	主任技師の職務
略	
キ 略	

教育職給料表

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
区 分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
<u>再任用</u> <u>職員</u> 以 外 員	略				
<u>再任用</u> 職 員		<u>282, 800</u>	<u>293, 800</u>	<u>315, 700</u>	399, 700
供来	四々				

級別基準職務表

**集進職務表** 

· .	• 🗀 /// 194/11	TX (=) (100)
	職務の級	基準となる職務
	略	
	2級	1 主任技師(第4条第12項に規定する再任用職員が占
		める職に限る。)の職務
		2 相当の技術又は経験を必要とする技師の職務
	3級	主任技師(2級の項の1に掲げる職を除く。)の職務
	略	
5	ド略	

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後 改正前 (定義) (定義)

第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者で香川県においてそ の給与を支給し、又は負担しているもの(常時勤務を要する職を占める職 員及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める

第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者で香川県においてそ の給与を支給し、又は負担しているもの(常時勤務を要する職を占める職 員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める 職員(以下「短時間勤務職員」という。) に限る。) をいう。 (1)・(2) 略

(給料表)

第5条 略

(職員の職務の級ごとの定数)

第6条 略

第7条 略

2~8 略

職員(以下「短時間勤務職員」という。)に限る。)をいう。

(1) • (2) 略

(給料表)

- 第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、 それぞれ当該給料表に定めるところによる。
  - (1) 高等学校等教育職給料表 (別表第1)
- (2) 中学校及び小学校教育職給料表 (別表第2)
- 2 職員の職務は、これを前項の給料表(以下「給料表」という。)に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準は、給料表ごとに等級別基準職務表(別表第3)に定めるとおりとする。

(職員の職務の級ごとの定数)

## 第6条 略

- 2 職員の職務の級は、前項の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、等級 別基準職務表及び人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従 い決定する。
- 第7条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。
- 2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ 職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、 人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより決定する。
- 3 職員の昇給は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条第1項又は第2項の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の 号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、 同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給(人事委員 会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあ っては、3号給)とすることを標準として人事委員会に協議して教育委員

- 第8条 職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第13条の 規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。) の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定 年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第6条第2 項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じ た額に、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県 条例第8号。以下「勤務時間等条例」という。)第3条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に 規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条 第1項の規定により採用された短時間勤務職員の給料月額は、前条第1項 から第8項までの規定にかかわらず、これらの規定による<u>当該短時間勤務</u> 職員の受ける号給に応じた額に、勤務時間等条例第3条第4項の規定により定められた<u>当該短時間勤務職員</u>の勤務時間を同条第1項に規定する勤務 時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(初任給調整手当)

第19条の2 略

会規則で定める基準に従い決定するものとする。

- 5 55歳以上の職員のうち人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。
- 9 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1 項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」とい う。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げ る給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- 第8条 再任用職員のうち短時間勤務職員であるものの給料月額は、前条第9項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第8号。以下「勤務時間等条例」という。)第3条第3項の規定により定められた<u>その者</u>の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条 第1項の規定により採用された短時間勤務職員の給料月額は、前条第1項 から第8項までの規定にかかわらず、これらの規定による<u>その者</u>の受ける 号給に応じた額に、勤務時間等条例第3条第4項の規定により定められた <u>その者</u>の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じ て得た額とする。

(初任給調整手当)

第19条の2 特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額2,500円を超えな

(扶養手当)

第20条 略

第21条 略

(住居手当) 第22条の2 略

(特地勤務手当等) 第23条の2 略

第23条の3 略

い範囲内の額を採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

## 2 • 3 略

(扶養手当)

第20条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

 $2\sim4$  略

第21条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者又はその委任を受けた者に届け出なければならない。

(1)・(2) 略

2 • 3 略

(住居手当)

第22条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1)・(2) 略

2 • 3 略

(特地勤務手当等)

第23条の2 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する学校として人事 委員会に協議して教育委員会規則で指定するもの(以下「特地学校」とい う。)に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

2 • 3 略

第23条の3 職員が学校を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校又はその移転した学校が特地学校又は任命権者が人事委員会に協議して指定するこれらに準ずる学校(以下「準特地学校」という。)に該当するときは、当該職員には、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより、当該異動又は学校の移転の日から3年以内の期間(当該異動又は学校の移転の日から起算して3年を経過する際任命権者が人事委員会に協議して定める条件に該当する者にあっては、更に3年以内の期間)、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ず

(特定の職員についての適用除外)

- 第23条の4 <u>第7条第1項から第8項まで、第19条の2</u>、第20条、第21条、 第22条の2、第23条の2及び前条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> には適用しない。
- 2 第19条の2、第20条、第21条、第22条の2、第22条の4、第23条の2及 び前条の規定は、短時間勤務職員(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。) には適用しない。
- 3 略

(期末手当)

第24条の3 略

2 略

3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「<u>、100分</u>の100」とあるのは「、100分の57.5」とする。

 $4\sim6$  略

(勤勉手当)

第24条の6 略

2 略

る手当を支給する。

### 2 略

(特定の職員についての適用除外)

- 第23条の4 <u>第19条の2</u>、第20条、第21条、第22条の2、第23条の2及び前条の規定は、再任用職員には適用しない。
- 2 第19条の2、第20条、第21条、第22条の2、第22条の4、第23条の2及 び前条の規定は、短時間勤務職員(再任用職員を除く。)には適用しない。
- 3 略

(期末手当)

第24条の3 略

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条の6において「特定管理職員」という。)にあっては、100分の100)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
  - (1) 6 箇月 100分の100
  - (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
  - (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
  - (4) 3箇月未満 100分の30
- 3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「<u>100分</u>の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

 $4\sim6$  略

(勤勉手当)

- 第24条の6 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の 基準日以前における直近の勤務成績の評価の結果及び基準日以前6箇月以 内の期間における勤務の状況に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇 月以内に退職し、又は死亡した職員(人事委員会に協議して教育委員会規 則で定める職員を除く。)についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会に協議して

- (1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95(特定管理職員にあっては、100分の115)を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該<u>定年前再任用</u> 短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45(特定管理職員にあっては、100分の55)を乗じて得た額の総額

 $3\sim5$  略

(義務教育等教員特別手当)

第24条の7 略

- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務 の級及び号給(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあっては、職務の級)の別 に応じて、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。
- $3\sim5$  略

教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。 この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げ る職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはなら ない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95(特定管理職員にあっては、100分の115)を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該<u>再任用職員</u>の勤勉手当基礎額に 100分の45 (特定管理職員にあっては、100分の55) を乗じて得た額の 総額

 $3\sim5$  略

(義務教育等教員特別手当)

第24条の7 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務 の級及び号給(再任用職員にあっては、職務の級)の別に応じて、人事委 員会に協議して教育委員会規則で定める。

 $3\sim5$  略

附則に次の8項を加える。

- 5 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第7項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第7条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 6 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
- (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員
- 7 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第9項に おいて「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第5項の規定により当該職員の受ける給料月額

(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第5項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 8 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における 最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第2項の規 定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 9 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第5項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第7項に規定する職員を除く。)であって、 同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会に協議 して教育委員会規則で定めるところにより、附則第7項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 10 附則第7項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第5項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給 される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める ところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 11 附則第7項又は前2項の規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)附則第7項、第9項又は第10項の規定による給料の額との合計額」とする。
  - (1) 産業教育手当の支給に関する条例(昭和32年香川県条例第53号)第3条第1項
  - (2) 定時制通信教育手当の支給に関する条例(昭和35年香川県条例第31号)第2条第1項
  - (3) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年香川県条例第25号)第3条第1項
- 12 附則第5項から前項までに定めるもののほか、附則第5項の規定による給料月額、附則第7項に規定による給料その他附則第5項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

#### 別表第1(第5条関係)

#### 高等学校等教育職給料表

職員の	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4 級
区 分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前	略					
再任用						
短時間						
勤務職						
<u>員</u> 以外						
の職員						
定年前		基準	基準	基準	基準	基準
再任用		<u>給料月額</u>	<u>給料月額</u>	<u>給料月額</u>	<u>給料月額</u>	<u>給料月額</u>
短時間		l	円	円	m	円
<u>勤務</u>		四 四			<u>円</u>	
職員		234, 000	<u>274, 300</u>	303,000	<u>331, 100</u>	415, 200

#### 備考(一) 略

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額<u>又は</u> 基準給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

#### 別表第2(第5条関係)

#### 中学校及び小学校教育職給料表

職員の	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4 級
区 分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前	略	-			_	
再任用						
短時間						
勤務職						
<u>員</u> 以外						
の職員						
定年前		基準	基準	基準	基準	<u>基 準</u>
再任用		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
短時間		<u> </u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>
勤務						
職員		<u>225, 200</u>	<u>271, 100</u>	<u>298, 100</u>	<u>324, 400</u>	<u>405, 200</u>

#### 備考(一) 略

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額<u>又は</u> <u>基準給料月額</u>は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

#### 別表第1(第5条関係)

#### 高等学校等教育職給料表

Γ	職員の	職務の級	1級	2 級	特2級	3 級	4 級
	区 分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	<u>再任用</u> <u>職員</u> 以 外 の 職 員	略					
	<u>再任用</u> 職 員		234, 000	274, 300	303,000	331, 100	415, 200

#### 備考(一) 略

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

#### 別表第2(第5条関係)

#### 中学校及び小学校教育職給料表

職員の	職務の級	1 級	2 級	特2級	3級	4 級
区 分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
<u>再任用</u> 職員 外 の 職 員	略					
<u>再任用</u> <u>職 員</u>		<u>225, 200</u>	<u>271, 100</u>	<u>298, 100</u>	324, 400	405, 200

#### 備考(一) 略

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## (香川県職員退職手当条例の一部改正)

第4条 香川県職員退職手当条例(昭和29年香川県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

36元公	<b>7</b> ム デンム
	LX II . HII

(適用範囲)

- 第2条 この条例による退職手当は、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会及び海区漁業調整委員会の事務部局に勤務する職員、警察職員並びに県立学校職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に掲げる職員(兼務のものを除く。)で常時勤務に服することを要するもの(以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。
- 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条にあっては11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除き、第4条の2にあっては公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(一般の退職手当)

第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から<u>第4条の4の2</u>まで及び第4条の7から第4条の9までの規定により計算した退職手当の基本額に、第4条の10の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額) 第3条 略 (適用範囲)

- 第2条 この条例による退職手当は、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会及び海区漁業調整委員会の事務部局に勤務する職員、警察職員並びに県立学校職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に掲げる職員(兼務のものを除く。)で常時勤務に服することを要するもの(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。
- 2 職員及び地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条 の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条にあっては11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除き、第4条の2にあっては公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職とび死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(一般の退職手当)

第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から<u>第4条の4</u>まで 及び第4条の7から第4条の9までの規定により計算した退職手当の基本 額に、第4条の10の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額 とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第4条の2の規定に該当する場合を除くほか、退職した者 に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額(給 料が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する (11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法<u>第28条</u> <u>の6第1項</u>の規定により退職した者(職員の定年等に関する条例(昭和59 年香川県条例第20号)第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延 長された期限の到来により退職した者を含む。)又はその者の非違による ことなく勧奨を受けて退職した者であって任命権者が知事の承認を得たも のに限る。)又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した 者であって任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、 退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。) に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗 じて得た額の合計額とする。

 $(1)\sim(3)$  略

## 2 略

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条の2 法律若しくは条例による職制若しくは定数の改廃若しくは予算 の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任 命権者が知事の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者 又は25年以上勤続して退職した者(地方公務員法<u>第28条の6第1項</u>の規定 により退職した者(職員の定年等に関する条例第4条第1項の期限又は同 額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額又は給料の日額の21日分に相当する額とする。以下「給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

## 2 略

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

- 第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法<u>第28条</u> <u>の2第1項</u>の規定により退職した者(職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに限る。)又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
  - (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
  - (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
  - (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

## 2 略

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条の2 法律若しくは条例による職制若しくは定数の改廃若しくは予算 の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任 命権者が知事の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者 又は25年以上勤続して退職した者(地方公務員法<u>第28条の2第1項</u>の規定 により退職した者(職員の定年等に関する条例第4条第1項の期限又は同 条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。) 又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者若しくは勤務公 署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに限 る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期 間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額 とする。

 $(1)\sim(4)$  略

2 略

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第4条の3 退職した者<u>(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1</u>項の規定による任命(第4条の4の2及び附則第18項において「特定任命という。)により職員となった後に退職した者を除く。)の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) • (2) 略

条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。) 又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者若しくは勤務公 署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに限 る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期 間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額 とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105
- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、 死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく 退職したもの(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基 本額について準用する。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

- 第4条の3 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
  - (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
  - (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

## 2 略

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第4条の4 第4条の2第1項に規定する者(勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものを除く。)のうち、定年に達する日の属する年度前に退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その者を退職の日の属する年度の末日において在職しているものとみなした場合の同日におけるその者の年齢(以下この条、第4条の9及び附則第12項において「退職年度における年齢」という。)が、退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるもの(任命権者が知事の承認を得た者に限る。)に対する第4条の2第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替え る規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
略		

- ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額 であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月 額に対する割合
- イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

## 2 略

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第4条の4 第4条の2第1項に規定する者(勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものを除く。)のうち、定年に達する日の属する年度前に退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その者を退職の日の属する年度の末日において在職しているものとみなした場合の同日におけるその者の年齢(以下この条、第4条の9及び附則第26項において「退職年度における年齢」という。)が、退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるもの(任命権者が知事の承認を得た者に限る。)に対する第4条の2第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

mry H / C & C		
読み替え る規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
第4条の	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に
2第1項		退職の日において定められているその
		者に係る定年と退職年度における年齢
		との差に相当する年数1年につき100
		分の2を乗じて得た額の合計額
第4条の	及び特定減額前	並びに特定減額前給料月額及び特定減
3第1項	給料月額	額前給料月額に退職の日において定め
第1号		られているその者に係る定年と退職年
		度における年齢との差に相当する年数
		1年につき100分の2を乗じて得た額
		の合計額
第4条の	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に
3第1項	に、	退職の日において定められているその
第2号		者に係る定年と退職年度における年齢
		との差に相当する年数1年につき100

(特定任命により職員となった後に退職した者に関する準用規定)

第4条の4の2 第4条の3 (前条において読み替えて適用する場合を含む。) の規定は、特定任命により職員となった後に退職した者について準用する。 この場合において、第4条の3の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給 月額」と、同条中「退職した者(警察法(昭和29年法律第162号)第56条 の4第1項の規定による任命(第4条の4の2及び附則第18項において「 特定任命」という。)により職員となった後に退職した者を除く あるのは「特定任命(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項 の規定による任命をいう。 ) により職員となった後に退職した者 給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合におい て、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額さ れることをいう。」とあるのは「俸給月額の減額改定(国家公務員退職手 当法(昭和28年法律第182号)第5条の2に規定されている俸給月額の減 額改定をいう。」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるの は「俸給月額が減額されたことがある場合(特定任命を受けたことにより 特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなった場合 「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」 同条並びに前条の表第4条の3第1項第1号の項及び第4条の3第1項第 2号イの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」 と読み替えるものとする。

(公務又は通勤によることの認定の基準) 第4条の5 略

(退職手当の基本額の最高限度額)

		分の2を乗じて得た額の合計額に、
第4条の	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減
3第1項		額日のうち最も遅い日の前日に現に退
第2号イ		職した理由と同一の理由により退職し
		たものとし、かつ、その者の同日まで
		の勤続期間及び特定減額前給料月額を
		基礎として、前3条の規定により計算
		した場合の退職手当の基本額に相当す
		る額

(公務又は通勤によることの認定の基準) 第4条の5 略

(退職手当の基本額の最高限度額)

### 第4条の7 略

- 第4条の8 第4条の3第1項<u>(第4条の4の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)</u>の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イ<u>(第4条の4の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)</u>に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。
  - (1) 60以上 特定減額前給料月額 (第4条の4の2において読み替えて 準用する場合にあっては、特定減額前俸給月額 (同条の規定により読み 替えられた第4条の3に規定する特定減額前俸給月額をいう。)。次号 において同じ。) に60を乗じて得た額
  - (2) 略
- 第4条の9 第4条の4に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替え る規定 略	読み替えられる 字句	読み替える字句
第4条の	第4条の3第1	第4条の4の規定により読み替えて適
8	<u>項(</u>	用する <u>第4条の3第1項(</u>
	略	
	同項の	第4条の4の規定により読み替えて適

- 第4条の7 第3条から第4条の2までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。
- 第4条の8 第4条の3第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。
  - (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
  - (2) 60未満 特定減額前給料月額に第4条の3第1項第2号イに掲げる 割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割 合を乗じて得た額の合計額
- 第4条の9 第4条の4に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替え る規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
第4条の	略	
7	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に 退職の日において定められているその 者に係る定年と退職年度における年齢 との差に相当する年数1年につき100 分の2を乗じて得た額の合計額
	略	
第4条の	第4条の3第1	第4条の4の規定により読み替えて適
8	<u>項の</u>	用する <u>第4条の3第1項の</u>
	略	
	同項の	<u>同条</u> の規定により読み替えて適用する

第4条の	特定減額前給料	特定減額前給料月額(第4条の4の2
8第1号	月額 (第4条の	において読み替えて準用する場合にあ
- >14 - 4	4の2において	っては、特定減額前俸給月額(同条の
	読み替えて準用	規定により読み替えられた第4条の3
	する場合にあっ	に規定する特定減額前俸給月額をいう
	ては、特定減額	以下この号及び次号において同じ。)
	前俸給月額(同	及び特定減額前給料月額に退職の日に
	条の規定により	おいて定められているその者に係る定
	読み替えられた	年と退職年度における年齢との差に村
	第4条の3に規	当する年数1年につき100分の2を乗
	定する特定減額	じて得た額の合計額
	前俸給月額をい	
	<u>う。)。次号に</u>	
	おいて同じ。)	
略		

(退職手当の調整額) 第4条の10 略

		同項の
第4条の8第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職年度における年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第4条の 8第2号	特定減額前給料 月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職年度における年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	略	
	及び退職日給料 月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料 月額に退職の日において定められてい るその者に係る定年と退職年度におけ る年齢との差に相当する年数1年につ き100分の2を乗じて得た額の合計額
	略	

# (退職手当の調整額)

第4条の10 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第4条の3第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、同法第29条の規定による停職、教育公務

(一般の退職手当の額に係る特例)

第4条の11 第4条の2第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第4条の2、第4条の3<u>(第4条の4の2において読み替えて準用する場合を含む。)</u>及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

 $(1)\sim(4)$  略

2 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月額が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 65,000円
- (2) 第2号区分 59,550円
- (3) 第3号区分 54,150円
- (4) 第4号区分 43,350円
- (5) 第5号区分 32,500円
- (6) 第6号区分 27,100円
- (7) 第7号区分 21,700円
- (8) 第8号区分 0

 $2\sim5$  略

(一般の退職手当の額に係る特例)

- 第4条の11 第4条の2第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第4条の2、第4条の3及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。
  - (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
  - (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
  - (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
  - (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540
- 2 前項の「基本給月額」は、職員の給与に関する条例又は公立学校職員の 給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)に規定する給料及び扶養 手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第12条 略

- (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分」という。)を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(<u>定年前再任用短時間</u> <u>勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退 職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き 続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたと き。

### $2 \sim 6$ 略

(退職をした者の退職手当の返納)

- 第13条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第10条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第8条第3項、第7項又は第9項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第15条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第15条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
  - (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁

- 第12条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第10条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
  - (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
  - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「<u>再任用職員</u>に対する免職処分」という。)を受けたとき。
  - (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(<u>再任用職員</u>に対する 免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の 退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中 に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

### $2 \sim 6$ 略

(退職をした者の退職手当の返納)

- 第13条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第10条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第8条第3項、第7項又は第9項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第15条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額(次条及び第15条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
  - (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁

錮以上の刑に処せられたとき。

- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる 職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤</u> 務職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(<u>定年前再任用短時間</u> <u>勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該一 般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期 間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

## $2\sim6$ 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

# 第15条 略

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第13条第5項又は前条第3項において準用する香川県行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第13条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第11条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除

錮以上の刑に処せられたとき。

- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる 職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免 職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(<u>再任用職員</u>に対する 免職処分の対象となる者を除く。)について、当該一般の退職手当等の 額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等 処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

## $2\sim6$ 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第15条 略

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第13条第5項又は前条第3項において準用する香川県行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第13条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第11条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当

- く。) の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができ る。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行 為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し 禁錮以上の刑に処せられた後において第13条第1項の規定による処分を受 けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該 退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者 の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に 処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をし た者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。) の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般 の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中 の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合 において、第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の 日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職 をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分 を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした 者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。) の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6~8 略

額を除く。) の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うこと ができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行 為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し 禁錮以上の刑に処せられた後において第13条第1項の規定による処分を受 けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該 退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者 の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に 処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をし た者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を 除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことがで きる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般 の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中 の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第13条 第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係 る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に 限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行 為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一 般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場 合にあっては、失業者退職手当額を除く。) の全部又は一部に相当する額 の納付を命ずる処分を行うことができる。

6~8 略

附則第2項から第15項までを削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前 改正後 附則 附則

2 職員が退職によりこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給 を受けているときは、その給与の計算の基礎となった在職期間(昭和21年 6月30日以前にその給与の支給を受けている場合においては、その給与の 額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た

職員が退職(附則第13項の特殊退職及び附則第15項に規定する職員又は 国家公務員等通算職員として在職した後この条例の規定による退職手当又 はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。) によりこの条例 の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、その給 数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する 月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間には、含まないもの とし、この規定の適用については、国家公務員の例に準じて任命権者が定める。

- 3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和56年香川県条例第29号)附則第8項に規定する管理又は監督の地位にある職員で昭和56年4月1日から昭和57年3月31日までの間に退職したものに対する退職手当の額の計算の基礎となる給料月額については、同項の規定にかかわらず、職員の給与に関する条例別表第1から別表第4までの規定を適用した場合においてその者の受けるべき給料月額とする。
- 4 昭和60年4月1日に現に在職する職員で日本たばこ産業株式会社法(昭和59年法律第69号)附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社(以下「旧専売公社」という。)又は日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社(以下「旧電信電話公社」という。)の職員としての在職期間(以下この項において「旧公社の職員としての在職期間」という。)を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

# <u>5</u> 略

6 昭和62年4月1日に現に在職する職員で日本国有鉄道改革法(昭和61年 法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和23年 法律第256号)第1条の規定により設立された日本国有鉄道(以下「旧日 本国有鉄道」という。)の職員としての在職期間を有するものの退職手当 の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道 の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

# <u>7</u> 略

与の計算の基礎となった在職期間(昭和21年6月30日以前にその給与の支給を受けている場合においては、その給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間には、含まないものとし、この規定の適用については、国家公務員の例に準じて任命権者が定める。

- 17 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和56年香川県条例第29号)附則第8項に規定する管理又は監督の地位にある職員で昭和56年4月1日から昭和57年3月31日までの間に退職したものに対する退職手当の額の計算の基礎となる給料月額については、同項の規定にかかわらず、職員の給与に関する条例<u>(昭和26年香川県条例第5号)</u>別表第1から別表第4までの規定を適用した場合においてその者の受けるべき給料月額とする。
- 18 昭和60年4月1日に現に在職する職員で<u>旧専売公社</u>又は<u>旧電信電話公社</u> の職員としての在職期間(以下この項において「旧公社の職員としての在職期間」という。)を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

## <u>19</u> 略

20 昭和62年4月1日に現に在職する職員で<u>旧日本国有鉄道</u>の職員としての 在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算につ いては、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての 引き続いた在職期間とみなす。

## 21 略

- 8 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和48年香川県条例第16号。以下「条例第16号」という。)附則第5項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第4条の4の2まで及び附則第18項から第31項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第4条の11第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第8項」とする。
- 9 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者(条例第16号附則第6項の規定に該当する者を除く。)で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第4条の3 (第4条の4の2において読み替えて準用する場合を含む。)及び附則第22項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 10 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者(条例第16号附則第7項の規定に該当する者を除く。)で第4条の2<u>又は附則第20項</u>の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第8項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 11 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条第1項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団(以下「旧事業団」という。)の職員として在職していた者(同法附則<u>第13条</u>の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法(昭和61年法律第93号)第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。)が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号)附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団(以下「旧公団」という。)の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

- 22 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(<u>条例第16号</u>附則第 5 項 の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第 3 条から 第 4 条の 4 までの規定により計算した額にそれぞれ1 0 の分の83. 7 を乗じて 得た額とする。この場合において、第 4 条の11 第 1 項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則<u>第22項</u>」とする。
- 23 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者(条例第16号附 則第6項の規定に該当する者を除く。)で第3条第1項の規定に該当する 退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第4条の3の規定 により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 24 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者(条例第16号附則第7項の規定に該当する者を除く。)で第4条の2の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第22項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 25 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条第1項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団(以下「旧事業団」という。)の職員として在職していた者(同法附則<u>第25条</u>の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法(昭和61年法律第93号)第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。)が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号)附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団(以下「旧公団」という。)の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

12~17 略

26~31 略

附則に次の14項を加える。

- 18 特定任命により職員となった後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定(第4条の4の2の規定により読み替えられた第4条の3に規定する俸給月額の減額改定をいう。)によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。
- 19 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第4条の2」とあるのは、「、第4条の2又は附則第19項」とする。
- 20 当分の間、第4条の2第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第4条の2」とあるのは、「、第4条の2又は附則第20項」とする。
- 21 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
  - (1) 保健所等に勤務する医師及び歯科医師
  - (2) 大学に勤務する教授、准教授、講師及び助教
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、給与その他の処遇の状況が前2号に掲げる職員に類する職員として任命権者が定める職員
- 22 職員の給与に関する条例附則第4項及び公立学校職員の給与に関する条例附則第5項の規定による職員の給料月額の改定(以下「給料月額7割措置」という。)は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 23 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者のうち、基礎在職期間中(当該職員が60歳に達した日後における最初の3月31日までの期間に限る。次項において同じ。)に、第4条の3第1項の理由(給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合を除く。)によりその者の給料月額が減額されたことがある者については、その者に対する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、次項に定める額とする。ただし、任命権者が定める場合においては、この限りでない。
- 24 基礎在職期間中に、第4条の3第1項の理由(給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合及び当該減額をされた日(以下この項において「7割措置減額日」という。)における第4条の3第1項の理由を除く。)によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日(以下この項において「特別特定減額日」という。)の前日におけるその者の給料月額のうち最も多いもの(以下この項において「特別特定減額前給料月額」という。)が退職の日におけるその者の給料月額よりも多く、かつ、給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額(以下この項において「7割措置前給料月額」という。)が退職の日におけるその者の給料月額より多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、次に掲げる額の合計額とする。
  - (1) その者が特別特定減額前給料月額(当該特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日が2以上ある場合は、これらのうち最も遅い日の前日におけるものをいう。以下この項において同じ。)又は7割措置前給料月額のいずれか多い額(以下この項及び次項において「上位減額前給料月額」という。)に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び上位減額前給料月額を基礎として、第3条から第4条の2までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
  - (2) その者が特別特定減額前給料月額又は7割措置前給料月額のいずれか少ない額(以下この項及び次項において「下位減額前給料月額」という。) に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額に、アに 掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

- ア その者が下位減額前給料月額に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間 及び下位減額前給料月額を基礎として、第3条から第4条の2までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に対する割合
- イ 前号に掲げる額の上位減額前給料月額に対する割合
- (3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
- ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第4条の2までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合
- イ 前号に掲げる額の下位減額前給料月額に対する割合
- 25 前項の規定により計算した額が、次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。
  - (1) 60以上 上位減額前給料月額に60を乗じて得た額
  - (2) 60未満 次のア又はイに掲げる前項第3号イに掲げる割合の区分に応じ当該ア又はイに定める額
    - ア 60以上 上位減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び下位減額前給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た 額の合計額
    - イ 60未満 上位減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、下位減額前給料月額に前項第3号イに掲げる割合から前項第2号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に60から前項第3号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額
- 26 当分の間、第4条の2第1項に規定する者(法律若しくは条例による職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が知事の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得た者を除く。)に対する第4条の4及び第4条の9の規定の適用については、第4条の4中「定年に達する日」とあるのは「定年(附則第21項各号に掲げる職員以外の者にあっては60歳とし、同項第3号に掲げる職員にあっては任命権者が定める年齢とする。)に達する日」と、「15年」とあるのは「10年」と、同条の表第4条の2第1項の項、第4条の3第1項第1号の項及び第4条の3第1項第2号の項並びに第4条の9の表第4条の7の項、第4条の8第1号の項及び第4条の8第2号の項中「その者に係る定年と退職年度における年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年(附則第21項各号に掲げる職員以外の者にあっては60歳とし、附則第21項第3号に掲げる職員にあっては任命権者が定める年齢とする。)と退職年度における年齢との差に相当する年数1年につき」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第4条の4の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第21項各号に掲げる職員以外の者	60歳
附則第21項第3号に掲げる職員	任命権者が定める年齢

- 27 当分の間、法律若しくは条例による職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が知事の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者(以下「整理退職者等」という。)であって前項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第4条の4及び第4条の9の規定の適用については、第4条の4の表第4条の2第1項の項、第4条の3第1項第1号の項及び第4条の3第1項第2号の項並びに第4条の9の表第4条の7の項、第4条の8第1号の項及び第4条の8第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第26項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。
- 28 当分の間、整理退職者等であって附則第26項の表の左欄に掲げる者が、同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第4条の4及

び第4条の9の規定の適用については、第4条の4の表第4条の2第1項の項、第4条の3第1項第1号の項及び第4条の3第1項第2号の項並びに第4条の9の表第4条の7の項、第4条の8第1号の項及び第4条の8第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 29 当分の間、整理退職者等であって、附則第21項第1号及び第2号に掲げる職員に対する第4条の4の規定の適用については、同条中「15年」とあるのは「10年」とする。
- 30 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における整理退職者等に対する第4条の4の規定の適用については、同条中「15年を減じた年齢」とあるのは、「15年を減じた年齢(当該年齢が50歳未満となる場合にあっては、50歳)」とする。
- 31 附則第18項から前項までに定めるもののほか、これらの規定による退職手当の計算に関し必要な事項は、任命権者が定める。 (香川県職員定数条例の一部改正)
- 第5条 香川県職員定数条例(昭和24年香川県条例第29号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
第2条略	人事委員会の事務部局の職員       13         監査委員の事務部局の職員       13         労働委員会の事務部局の職員       7         収用委員会の事務部局の職員       4	人人人人人人人人人人	
附則	附則		
4 略	4 略		
5 令和6年4月1日から令和15年3月31日までの間における第2条第1項			

<u>の規定の適用については、同項中「2,740人」とあるのは「2,790人」と、「4,365人」とあるのは「4,415人」とする。</u>

弘正落

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第6条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和26年香川県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、会計年度任用職 項第1号に掲げる職員 員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年香川県条例第5号)第7条 に関する条例(令和元年香川県条例第5号)第7条	以上1年以下の期間、給料の月額(法第22条の2第1 員については、会計年度任用職員の給与及び費用弁償 元年香川県条例第5号)第7条第1項から第3項まで よる報酬の額)の5分の1以下に相当する額を、給与 る。

光下台

(職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第7条 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和26年香川県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(降給の種類) 第2条 略	(降給の種類) 第2条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)とする。
(降任、免職、休職及び降給の手続) 第5条 略	(降任、免職、休職及び降給の手続) 第5条 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。 2 略
附則	附則

- 3 略
- 4 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)附則第4項及び 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)附則第5 項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当 分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに職員の給与に関する条例 (昭和26年香川県条例第5号) 附則第4項及び公立学校職員の給与に関す る条例(昭和29年香川県条例第8号) 附則第5項の規定による降給とする」 とする。
- 5 第5条第1項の規定は、職員の給与に関する条例附則第4項及び公立学 校職員の給与に関する条例附則第5項の規定による降給の場合には、適用 しない。

\_\_\_\_\_

(香川県警察職員定数条例の一部改正)

第8条 香川県警察職員定数条例(昭和29年香川県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の定数) 第2条 略	(職員の定数) 第2条 警察官の定数は、次のとおりとする。 警 視 85人
	警部補     512人       巡查部長     528人       巡查     562人       計     1,859人
附則	2 警察官を除く職員の定数は、305人とする。 3・4 略 附 則
3 略	3 略
4 令和6年4月1日から令和15年3月31日までの間における第2条第1項	

3 略

<u>の規定の適用については、同項中「562人」とあるのは「581人」と、「1,859人」とあるのは「1,878人」と、同条第2項の規定の適用については、同項中「305人」とあるのは「310人」とする。</u>

(産業教育手当の支給に関する条例の一部改正)

第9条 産業教育手当の支給に関する条例(昭和32年香川県条例第53号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 この条例において「教員」とは、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭及	第2条 この条例において「教員」とは、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭及
び講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条</u>	び講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条</u>
<u>の4第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)をいう。	<u>の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)をいう。

(定時制通信教育手当の支給に関する条例の一部改正)

第10条 定時制通信教育手当の支給に関する条例(昭和35年香川県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(定時制通信教育手当の額)

第2条 県立高等学校で、定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長 (本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。)、教頭(定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する者に限る。)、主幹教諭(本務として定時制の課程若しくは通信制の課程に関する校務の一部を整理する者又は本務として定時制教育若しくは通信教育に従事する者に限る。)及び教員(本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)に限る。)には、その者の給料月額の100分の7(管理職手当の支給を受ける者にあっては、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、100分の5を超えない範囲内において教育委員会がそれぞれ定める割合)に相当する額を超えない範囲内において定時制通信教育手当を支給する。

2 略

(定時制通信教育手当の額)

第2条 県立高等学校で、定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長 (本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。)、教頭(定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する者に限る。)、主幹教諭(本務として定時制の課程若しくは通信制の課程に関する校務の一部を整理する者又は本務として定時制教育若しくは通信教育に従事する者に限る。)及び教員(本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)に限る。)には、その者の給料月額の100分の7(管理職手当の支給を受ける者にあっては、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、100分の5を超えない範囲内において教育委員会がそれぞれ定める割合)に相当する額を超えない範囲内において定時制通信教育手当を支給する。

2 略

(へき地手当等に関する条例の一部改正)

第11条 へき地手当等に関する条例(昭和46年香川県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する

<u> </u>			
改正後	改正前		
-  -			
(定義)	(定義)		
第2条 この条例において「職員」とは、小学校、中学校、高等学校及び特	第2条 この条例において「職員」とは、小学校、中学校、高等学校及び特		
別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、	別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、		
養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員(学校給	養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員(学校給		
食法(昭和29年法律第160号)第7条に規定する職員のうち栄養の指導及	食法(昭和29年法律第160号)第7条に規定する職員のうち栄養の指導及		
び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第6条	び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第6条		
に規定する施設(以下「共同調理場」という。)に勤務する当該職員を含	に規定する施設(以下「共同調理場」という。)に勤務する当該職員を含		
む。)及び事務職員( <u>職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第</u>	む。)及び事務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4		
20号) 第13条又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第	第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は		

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

110号) 第18条第1項の規定により採用されたこれらの者を除く。) であ

って、香川県においてその給与を負担しているものをいう。

第12条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年香川県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 略 2 この条例において「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、副校長、 教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助 教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法 <u>第22条の4第1項</u> に規定する 短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。	教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助 教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法 <u>第28条の5第1項</u> に規定する

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

改正後

第13条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

いてその給与を負担しているものをいう。

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用されたこれらの者を除く。)であって、香川県にお

(職員の派遣)

## 第2条 略

- 2 略
  - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
  - (2) 略
  - (3) 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第22条に規定する条件付採用になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)
  - (4) 職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第4条第 1項の規定により<u>引き続き</u>勤務させることとされ、又は同条第2項の規 定により期限を延長することとされている職員
  - (5) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(6) • (7) 略

(職員の派遣)

# 第2条 略

- 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員<u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は</u>第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)
- (2) 略
- (3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)
- (4) 職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第4条第 1項の規定により<u>引き続いて</u>勤務させることとされ、又は同条第2項の 規定により期限を延長することとされている職員

(5)・(6) 略

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第14条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(育児休業をすることができない職員)

# 第2条 略

- (1) 略
- (2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第4条第 1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員
- (3) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(4) 略

2 略

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

(育児休業をすることができない職員)

第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

改正前

- (1) 略
- (2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第4条第 1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(3) 略

2 略

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

# 第6条 略

2 基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法<u>(昭和25年法律第261号)</u>第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

#### 第9条 略

- (1) 略
- (2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により<u>引</u> き続き勤務している職員
- (3) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

#### 第17条 略

略	
第4条第7項	略
第10条第2項 第2号	略
第2号	
略	

(育児短時間勤務職員等についての学校職員給与条例の特例)

# 第18条 略

略	
第7条第4項	略
第22条の3第	略

#### 第6条 略

2 基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

- 第9条 法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
  - (1) 略
  - (2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により<u>引</u>き続いて勤務している職員

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

第17条 育児短時間勤務職員等についての給与条例の規定の適用については、 次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第4条第7項	略	
第4条第12項	<u>とする</u>	に、算出率を乗じて得た額とする
第10条第2項	略	
第2号		
略		

(育児短時間勤務職員等についての学校職員給与条例の特例)

第18条 育児短時間勤務職員等についての学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる学校職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第7条第4項	略	
第7条第9項	<u>とする</u>	に、算出率を乗じて得た額とする
第22条の3第	略	

# 2項第2号 略

(育児短時間勤務職員等についての職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)

第19条 育児短時間勤務職員等についての職員の特殊勤務手当に関する条例 (平成12年香川県条例第55号)の規定の適用については、次の表の左欄に 掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に 掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第26条	地方公務員法(	地方公務員の育児休業等に関する
	昭和25年法律第	法律(平成3年法律第110号)第
	261号) <u>第22条</u>	10条第3項の規定により同条第1
	<u>の4第1項</u> に規	項に規定する育児短時間勤務の承
	定する短時間勤	認を受けた職員(同法第17条の規
	務の職を占める	定による短時間勤務をすることと
	職員	なった職員を含む。)
略	_	

(部分休業をすることができない職員)

# 第22条 略

- (1) 略
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法<u>第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤</u>務職員等」という。)を除く。)

(部分休業の承認)

第23条 部分休業の承認は、勤務時間条例第9条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 · 3 略

附則

2項第2号	
略	

(育児短時間勤務職員等についての職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)

第19条 育児短時間勤務職員等についての職員の特殊勤務手当に関する条例 (平成12年香川県条例第55号)の規定の適用については、次の表の左欄に 掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に 掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第26条	地方公務員法( 昭和25年法律第	地方公務員の育児休業等に関する 法律(平成3年法律第110号)第
	261号) <u>第28条</u>	10条第3項の規定により同条第1
	<u>の5第1項</u> に規	項に規定する育児短時間勤務の承
	定する短時間勤	認を受けた職員(同法第17条の規
	務の職を占める	定による短時間勤務をすることと
	職員	なった職員を含む。)
略	_	

(部分休業をすることができない職員)

第22条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児短時間勤務職員等
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法<u>第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員</u>等」という。)を除く。)

(部分休業の承認)

第23条 部分休業の承認は、勤務時間条例第9条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 • 3 略

附則

(育児休業に係る給与等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 略

(給与条例附則第4項及び学校職員給与条例附則第5項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

- 4 育児短時間勤務職員等に対する次に掲げる条例の規定の適用については、 これらの規定中「)とする」とあるのは、「)に、算出率を乗じて得た額 とする」とする。
  - (1) 給与条例附則第4項
  - (2) 学校職員給与条例附則第5項

(育児休業に係る給与等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 瞬

(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第15条 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線	で示すように改正する。
改正後	改正前
(1週間の勤務時間) 第3条 略	(1週間の勤務時間) 第3条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき 1週間当たり38時間45分とする。
2 略	2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条 第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短 時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時 間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」と いう。)の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承 認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務を することとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短 時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任 命権者が定める。
3 職員の定任等に関する条例(昭和50任委川県条例第20号)第13条の相定	3

3 職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第13条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

3 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1 項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に 規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲 内で、任命権者が定める。

#### 4 • 5 略

(週休日及び勤務時間の割振り)

- 第4条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。 以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。
- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

# 第5条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、教育委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、教育委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

# (介護休暇)

#### 4 • 5 略

(週休日及び勤務時間の割振り)

- 第4条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。 以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等につい ては、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加え て月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任</u> 用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜 日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることが できる。
- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

# 第5条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、教育委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、教育委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

# (介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻 関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、 子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢 により教育委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があ るものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、教育委員会 規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該 介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算し て6月(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、教育委員会規則で定め る期間)を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。) 内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇と する。

2 · 3 略

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により教育委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、教育委員会規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員にあっては、教育委員会規則で定める期間)を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 · 3 略

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第16条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(1週間の勤務時間)

第2条 略

2 略

3 職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第13条の規定により採用された職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任

(1週間の勤務時間)

- 第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき 1週間当たり38時間45分とする。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。
- 3 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1 項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に 規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」と いう。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4

命権者が定める。

#### 4 • 5 略

(週休日及び勤務時間の割振り)

- 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。 以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等につい ては、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加え て月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年</u> 前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及 び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設ける ことができる。
- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

# 第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週間当たり1日以上の割合で過時日勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

#### 4 • 5 略

(週休日及び勤務時間の割振り)

- 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。 以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等につい ては、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加え て月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任</u> 用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜 日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることが できる。
- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

# 第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(船員の勤務時間等の特例)

第8条 任命権者は、第2条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の勤務時間について、人事委員会規則の定めるところにより、人事委員会の承認を得て、52週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分から40時間までの範囲内で任命権者が定める時間(育児短時間勤務職員等にあっては同条第2項の規定により定める時間、定年前再任用短時間勤務職員にあっては同条第3項の規定により定める時間、任期付短時間勤務職員にあっては同条第4項の規定により定める時間)とすることができる。

## 2·3 略

(介護休暇)

第16条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻 関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、 子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢 により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があ るものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、人事委員会 規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該 介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算し て6月(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、人事委員会規則で定め る期間)を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。) 内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇と する。

#### 2 · 3 略

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第17条 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成12年香川県条例第55号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(短時間勤務職員についての特例)

第26条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員に対する次の表の左欄に掲げるこの条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

(船員の勤務時間等の特例)

第8条 任命権者は、第2条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の勤務時間について、人事委員会規則の定めるところにより、人事委員会の承認を得て、52週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分から40時間までの範囲内で任命権者が定める時間(育児短時間勤務職員等にあっては同条第2項の規定により定める時間、再任用短時間勤務職員にあっては同条第3項の規定により定める時間、任期付短時間勤務職員にあっては同条第4項の規定により定める時間)とすることができる。

#### 2 • 3 略

(介護休暇)

第16条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻 関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、 子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢 により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があ るものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、人事委員会 規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該 介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算し て6月(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の 6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員にあっては、人事委 員会規則で定める期間)を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期 間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合 における休暇とする。

2 • 3 略

改正前

(短時間勤務職員についての特例)

第26条 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に対する次の表の左欄に掲げるこの条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

(職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第18条 職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成13年香川県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線		
改正後	改正前	
(職員の派遣) 第2条 略 2 略 (1) 臨時的に任用された職員その他の法律により任期を定めて任用され た職員	(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用された職員その他の法律により任期を定めて任用され た職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は	
(2) 略 (3) 職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第4条第 1項の規定により引き続き勤務させている職員及び同条第2項の規定により期限を延長されている職員 (4) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員	<ul> <li>第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)</li> <li>(2) 略</li> <li>(3) 職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させている職員及び同条第2項の規定により期限を延長されている職員</li> </ul>	

<u>(5)</u> 略

(6) 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第28条第2項の規定により 休職にされ、又は同法第29条第1項の規定により停職にされている職員 その他の法律又は他の条例の規定に基づき職務に専念する義務を免除さ れている職員 <u>(4)</u> 略

(5) 地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされ、又は同法第29 条第1項の規定により停職にされている職員その他の法律又は他の条例 の規定に基づき職務に専念する義務を免除されている職員

(香川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第19条 香川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年香川県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(任命権者の報告)	(任命権者の報告)
第2条 略	第2条 任命権者は、毎年7月末までに、知事に対し、前年度における人事

#### 2 略

(1) 職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)を除く。以下同じ。)の任用の 状況

(2)~(10) 略

行政の運営の状況を報告しなければならない。

- 2 前項の規定により任命権者が報告すべき事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法<u>第28</u> <u>条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の 2第1項第2号に掲げる職員を除く。)を除く。以下同じ。)の任用の 状況

(2)~(10) 略

(香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第20条 香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(給与の種類)

第2条 病院局の企業職員で、常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和 25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下 「会計年度任用職員」という。)及び同法<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下これらを「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 · 3 略

(給与の減額)

# 第21条 略

2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。)を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)について勤務しないことをいう。)、修学部分休業(当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内で管理者が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。)の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算

(給与の種類)

第2条 病院局の企業職員で、常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和 25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下 「会計年度任用職員」という。)及び同法<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下これらを「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 · 3 略

(給与の減額)

# 第21条 略

2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。)を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)について勤務しないことをいう。)、修学部分休業(当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内で管理者が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。)の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算

して6月(職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第13条の規定により採用された職員(第27条第2項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)にあっては、管理者が定める期間)を超えない範囲内で指定する期間(以下この項において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(特定の職員についての適用除外)

#### 第27条 略

2 第5条、第6条、第7条第2項、第8条及び第20条の規定は、<u>定年前再</u> 任用短時間勤務職員には適用しない。

改正後

3~5 略

の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員にあっては、管理者が定める期間)を超えない範囲内で指定する期間(以下この項において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

して6月(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条

(特定の職員についての適用除外)

#### 第27条 略

2 第5条、第6条、第7条第2項、第8条及び第20条の規定は、<u>地方公務</u> <u>員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは</u> 第2項の規定により採用された職員には適用しない。

3~5 略

(職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

第21条 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年香川県条例第36号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

# (配偶者同行休業をすることができない職員)

# 第2条 略

- (1) 略
- (2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第4条第 1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員
- (3) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(配偶者同行休業をすることができない職員)

第2条 次に掲げる職員は、配偶者同行休業をすることができないものとする。

改正前

- (1) 略
- (2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第4条第 1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(職員の再任用に関する条例の廃止)

第22条 職員の再任用に関する条例(平成12年香川県条例第24号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第23項の規定は、公布の日から施行する。 (定義)
- 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。
  - (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項又は第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員をいう。
- (4) 暫定再任用職員等 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員をいう。

(職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

- 3 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。) 第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。)について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 4 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年(新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、令和3年改正法附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 5 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第3項の規定による勤務について準用する。
- 6 附則第3項の規定により引き続き勤務する職員は、新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員とみなして、次に掲げる 規定を適用する。
- (1) 第13条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(附則第40項において「新外国派遣条例」という。) 第2条第2項
- (2) 第14条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第2条第1項及び第9条
- (3) 第18条の規定による改正後の職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(附則第43項において「新公益的法人派遣条例」という。)第2条第2項

- (4) 第21条の規定による改正後の職員の配偶者同行休業に関する条例第2条 (職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)
- 7 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この項から附則第14項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢)に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行目前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第3項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、 旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採 用することをいう。)又はこの項、次項、附則第12項若しくは第13項の規定による採用をされたことがある者
- 8 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新定年条例第13条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。) 第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に ある者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、 前項、この項、附則第12項又は第13項の規定による採用をされたことがある者
- 9 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 10 暫定再任用職員等の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員等の当該更新直前の任期における勤務実績が、勤務の状況を示す事実に基づき 良好である場合に行うことができる。
- 11 任命権者は、暫定再任用職員等の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員等の同意を得なければならない。
- 12 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第7項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧定年条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとした

ときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。)に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 13 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第8項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第22項において同じ。)に達している者(新定年条例第13条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 14 前2項の場合においては、附則第9項から第11項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

- 15 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
  - (1) 施行日以後に新たに設置された職
  - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 16 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

- 17 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員 法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
  - (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
  - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 18 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4 第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職 でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

- 19 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第7項から第14項までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。)をいう。以下この項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。
  - (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
  - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)
- 20 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。
- 21 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第19項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

22 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに

相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職(以下この項において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第13条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める者)を、新定年条例第13条の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第13条の規定により採用された職員(以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職員(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢)

- 23 令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。 (職員の給与に関する条例の一部改正に伴う職員の勤務延長に関する経過措置)
- 24 第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第4項から第15項までの規定は、令和3年改正法附則第3条 第5項又は附則第3項の規定により勤務している職員には適用しない。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 25 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第4条の2第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下この項から附則第28項までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項の給料表に係る定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、職員の給与に関する条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 26 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務(附則第33項において「育児短時間勤務」という。)をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第9号)第2条第2項により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 27 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例 第3条第1項の給料表に係る定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、職員の給与に関する条例第4条第2項の規定により当該暫定 再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第16条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(附則第42項において「新勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 28 暫定再任用職員等は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第14条の4第3項及び第4項並びに第14条の5第4項の規定を適用する。
- 29 新給与条例第14条の8第1項の職員に暫定再任用職員等が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年香川県条例第33号)附則第2項第4号に規定する暫定再任用職員等(次号において「暫定再任用職員等」という。」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員等」とする。
  (人事委員会規則への委任)
- 30 附則第25項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員等に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
  - (公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う公立学校職員の勤務延長に関する経過措置)
- 31 第3条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例(以下「新学校職員給与条例」という。)附則第5項から第12項までの規定は、令和3年

改正法附則第3条第5項又は附則第3項の規定により勤務している職員には適用しない。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 32 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が新学校職員給与条例第8条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下この項から附則第 35項までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される新学校職員給与条例第5条第1項の給料表に係る定年前 再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、公立学校職員の給与に関する条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の 級に応じた額とする。
- 33 育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第8号)第3条第2項により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 34 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新学校職員 給与条例第5条第1項の給料表に係る定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、公立学校職員の給与に関する条例第6条第2項の規 定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第15条の規定による改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(附 則第41項において「新学校職員勤務時間条例」という。)第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に 規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 35 暫定再任用職員等は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新学校職員給与条例第23条の4第1項及び第2項、第24条の3第3項並びに第24条の7 第2項の規定を適用する。
- 36 新学校職員給与条例第24条の6第1項の職員に暫定再任用職員等が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年香川県条例第33号)附則第2項第4号に規定する暫定再任用職員等(次号において「暫定再任用職員等」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員等」とする。
  (教育委員会規則への委任)
- 37 附則第32項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員等に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。 (香川県職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)
- 38 暫定再任用職員に対する第4条の規定による改正後の香川県職員退職手当条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。)」とあるのは、「(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年香川県条例第33号)附則第2項第2号に規定する暫定再任用職員を除く。)」とする。

(へき地手当等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

39 暫定再任用職員等は、新定年条例第13条の規定により採用された者とみなして、第11条の規定による改正後のへき地手当等に関する条例第2条の規定を適用する。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

40 暫定再任用職員に対する新外国派遣条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは、「その他の法律により任期を定めて任用される職員(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年香川県条例第33号)附則第2項第2号に規定する暫定再任用職員を除く。)」とする。

(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

41 暫定再任用短時間勤務職員は、新学校職員勤務時間条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新学校職員勤務時間条例の規

定を適用する。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 42 暫定再任用短時間勤務職員は、新勤務時間条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。 (職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 43 暫定再任用職員に対する新公益的法人派遣条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「その他の法律により任期を定めて任用された職員」とあるのは、「その他の法律により任期を定めて任用された職員(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年香川県条例第33号) 附則第2項第2号に規定する暫定再任用職員を除く。)」とする。

(香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

44 暫定再任用職員等は、第20条の規定による改正後の香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下この項において「新企業職員条例」 という。)第21条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新企業職員条例第27条第2項の規定を適用する。

(香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

45 香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和48年香川県条例第16号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

附則

(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)

- 5 適用日に在職する職員(適用日に改正前の香川県職員退職手当条例(以下「旧条例」という。)第5条の2第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。)として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に国家公務員等通算職員(香川県職員退職手当条例第5条第5項に規定する国家公務員等通算職員をいう。以下同じ。)として在職する者で、指定法人職員又は国家公務員等通算職員として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第7項において同じ。)のうち、適用日以後に香川県職員退職手当条例第3条から第4条の2まで又は附則第19項若しくは第20項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同条例第3条から第4条の4の2まで及び附則第18項から第31項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。
- 6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>香川県職員退職手当条例</u>第 3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42 年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は同条例

附則

(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)

- 5 適用日に在職する職員(適用日に改正前の香川県職員退職手当条例(以下「旧条例」という。)第5条の2第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。)として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に国家公務員等通算職員(新条例第5条第5項に規定する国家公務員等通算職員をいう。以下同じ。)として在職する者で、指定法人職員又は国家公務員等通算職員として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第7項において同じ。)のうち、適用日以後に新条例第3条から第4条の2までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第4条の4までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。
- 6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>新条例</u>第3条第1項の規定 に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に 対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第4条の3の規定

第4条の3<u>(第4条の4の2において読み替えて準用する場合を含む。)</u> 及び附則第22項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

- 7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>香川県職員退職手当条例</u>第 4条の2<u>又は附則第20項</u>の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間 が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続 期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 8 条例第41号附則第3項の規定の適用を受ける職員で附則第5項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、香川県職員退職手当条例第2条の4から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の11まで、条例第41号附則第3項並びにこの条例附則第5項から前項まで又は附則第18項の規定にかかわらず、その者につき条例第41号による改正前の香川県職員退職手当条例の規定により計算した退職手当の額と香川県職員退職手当条例及び附則第5項から前項まで又は附則第18項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。
- 16 附則第11項に規定する者又は附則第13項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する香川県職員退職手当条例第2条の4及び第4条の11の規定による退職手当の額は、同条例第2条の4から第4条の4の2まで及び第4条の7から第4条の11まで、条例第41号附則第3項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第41号附則第3項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額)とする。
  - (1) <u>香川県職員退職手当条例</u>第2条の4から<u>第4条の4の2</u>まで及び第4条の7から第4条の11まで、条例第41号附則第3項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額
  - (2) 略

により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

- 7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>新条例</u>第4条の2の規定に 該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手 当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規 定の例により計算して得られる額とする。
- 8 条例第41号附則第3項の規定の適用を受ける職員で附則第5項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、新条例第2条の4から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の11まで、条例第41号附則第3項並びにこの条例附則第5項から前項まで又は附則第18項の規定にかかわらず、その者につき条例第41号による改正前の香川県職員退職手当条例の規定により計算した退職手当の額と新条例及び附則第5項から前項まで又は附則第18項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。
- 16 附則第11項に規定する者又は附則第13項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の4及び第4条の11の規定による退職手当の額は、新条例第2条の4から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の11まで、条例第41号附則第3項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第41号附則第3項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額)とする。
  - (1) 新条例第2条の4から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の11まで、条例第41号附則第3項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額
  - (2) 略

(香川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例の一部改正)

46 香川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例(平成15年香川県条例第47号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正後	改正前	
附則		附則	

12 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で香川県職員退職手当 条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基 本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第4条の2の規定に該 当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例 附則第8項の規定の例により計算して得られる額とする。

12 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で香川県職員退職手当

条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基 本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第4条の2の規定に該 当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例 附則第22項の規定の例により計算して得られる額とする。

(香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

47 香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例(平成18年香川県条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改正後	改正前
附則	附 則

(経過措置)

2 職員が新制度適用職員 (職員であって、その者がこの条例の施行の日 ( 以下「施行日」という。)以後に退職することにより改正後の香川県職員 退職手当条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を 受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、 その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由及び現に退職した 日の属する年度の末日において在職しているものとみなした場合の同日に おけるその者の年齢と同一の年齢により退職したものとし、かつ、その者 の施行日の前日までの勤続期間及び同日における給料月額(同日に、職員 の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)の適用を受けていた職 員にあっては職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に 関する条例の一部を改正する条例(平成18年香川県条例第14号)附則第6 項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額、公立学校職員の給 与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)の適用を受けていた職員に あっては公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18 年香川県条例第30号) 附則第5項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号 に定める額)を基礎として、改正前の香川県職員退職手当条例(以下「旧 条例」という。) 第3条から第4条の3まで及び第4条の6並びに附則第 附 則

(経渦措置)

2 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日( 以下「施行日」という。) 以後に退職することにより改正後の香川県職員 退職手当条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を 受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、 その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由及び現に退職した 日の属する年度の末日において在職しているものとみなした場合の同日に おけるその者の年齢と同一の年齢により退職したものとし、かつ、その者 の施行日の前日までの勤続期間及び同日における給料月額(同日に、職員 の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)の適用を受けていた職 員にあっては職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に 関する条例の一部を改正する条例(平成18年香川県条例第14号)附則第6 項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額、公立学校職員の給 与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)の適用を受けていた職員に あっては公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18 年香川県条例第30号) 附則第5項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号 に定める額)を基礎として、改正前の香川県職員退職手当条例(以下「旧 条例」という。) 第3条から第4条の3まで及び第4条の6並びに附則第

22項から第24項まで及び第26項、附則第9項の規定による改正前の香川県 職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和37年香川県条例第41号。以 下この項及び附則第4項において「条例第41号」という。) 附則第3項、 附則第10項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例の一部を改正す る条例(昭和48年香川県条例第16号。以下この項及び附則第4項において 「条例第16号」という。) 附則第5項から第8項まで、第16項及び第33項 並びに附則第14項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例等の一部 を改正する条例(平成15年香川県条例第47号。以下この項及び附則第4項 において「条例第47号」という。) 附則第12項の規定により計算した額( 当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずに その者の都合により又は通勤による傷病以外の公務によらない傷病若しく は勤務公署の移転により退職した者にあっては、その者が旧条例第4条の 2の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期 間を35年として旧条例附則第22項の規定の例により計算して得られる額) にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で 傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者及び37年以上42年 以下の者で通勤による傷病以外の公務によらない傷病により又は勤務公署 の移転により退職した者を除く。) にあっては、104分の83.7) を乗じて 得た額が、香川県職員退職手当条例第2条の4から第4条の4の2まで及 び第4条の7から第4条の11まで並びに附則第8項から第10項まで、第12 項及び第16項、附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後 の条例第41号附則第3項、条例第16号附則第5項から第8項まで、第16項 及び第33項並びに条例第47号附則第12項の規定により計算した退職手当の 額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの 規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定 による退職手当の額とする。

22項から第24項まで及び第26項、附則第9項の規定による改正前の香川県 職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和37年香川県条例第41号。以 下この項及び附則第4項において「条例第41号」という。) 附則第3項、 附則第10項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例の一部を改正す る条例(昭和48年香川県条例第16号。以下この項及び附則第4項において 「条例第16号」という。) 附則第5項から第8項まで、第16項及び第33項 並びに附則第14項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例等の一部 を改正する条例(平成15年香川県条例第47号。以下この項及び附則第4項 において「条例第47号」という。) 附則第12項の規定により計算した額( 当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずに その者の都合により又は通勤による傷病以外の公務によらない傷病若しく は勤務公署の移転により退職した者にあっては、その者が旧条例第4条の 2の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期 間を35年として旧条例附則第22項の規定の例により計算して得られる額) にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で 傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者及び37年以上42年 以下の者で通勤による傷病以外の公務によらない傷病により又は勤務公署 の移転により退職した者を除く。) にあっては、104分の83.7) を乗じて 得た額が、新条例第2条の4から第4条の4まで及び第4条の7から第4 条の11まで並びに附則第22項から第24項まで、第26項及び第30項、附則第 6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の条例第41号附則第3 項、条例第16号附則第5項から第8項まで、第16項及び第33項並びに条例 第47号附則第12項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退 職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、そ の多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額と する。